

政策会議付議事案書（令和7年10月17日）

提案課名 人事課

報告者名 遠藤 一成

事案名	秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて	有 資料 無
目的・必要性	人事院では、国家公務員の給与水準を決定するため、常勤国家公務員と民間企業従業員の給与（月例給）や特別給（ボーナス）を調査比較し、その較差を解消するため勧告を行っています。 地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項により均衡の原則が定められていることから、本市の常勤一般職職員等の給与について、本年の人事院勧告等を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。	
経過・検討結果	1 これまでの経過 令和7年8月 人事院が国会及び内閣に国家公務員の給与改定について勧告 2 給与改定案（ 常 …常勤職員 再 …再任用職員 特定 …特定任期付職員 会 …会計年度任用職員） (1) 給料表の引上げ 常 、 再 、 特定 、 会 (2) 期末勤勉手当支給率の引上げ 年間4.6月→4.65月 常 、 会 (3) 期末勤勉手当支給率の引上げ 年間2.4月→2.45月 再 (4) 期末勤勉手当支給率の引上げ 年間3.65月→3.7月 特定 (5) 交通用具の使用に係る通勤手当の上限額の引上げ 24,400円→25,900円 常 、 再 、 特定 、 会	
決定等を要する事項	1 秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正し、次の点を改めること。 (1) 行政職給料表（1）及び（2）を引き上げること。 (2) 常勤一般職及び会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げること。 (3) 再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げること。 (4) 交通用具の使用に係る通勤手当の上限額を25,900円に引き上げること。 2 秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正し、次の点を改めること。 (1) 特定任期付職員の給料表を引き上げること。 (2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げること。	

	3 秦野市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正し、会計年度任用職員給料表を引き上げること。 4 秦野市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正し、交通用具の使用距離に応じた額を改正すること。
今後の取扱い	1 令和7年11月 市議会第4回定例会議会へ条例改正議案を提出 (1) 行政職給料表(1)、(2)及び特定任期付職員の給料表並びに通勤手当に係る改正 公布日から施行し、令和7年4月1日から適用 (2) 常勤一般職、再任用職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員の期末勤勉手当に係る改正 公布日から施行し、令和7年12月1日から適用 2 年度内に規則改正 (1) 会計年度任用職員給料表に係る改正 令和7年4月1日から適用 (2) 交通用具の使用距離に応じた額に係る改正 令和7年4月1日から適用

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

人事院勧告等を踏まえ、本市職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給
率並びに交通用具の使用に係る通勤手当の上限額を引き上げるため、改正する
とともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「同号」を「同表」に改める。

第9条第2項中「月額24,400円」を「月額25,900円」に改める。

第17条第2項の表以外の部分中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

第28条第3項各号列記以外の部分中「同項」を「前2項」に改め、同項第2号中「第2項」を「前項」に改める。

第31条第1項中「第17条第1項」の次に「、第2項及び第4項」を加え、「同項」を「同条第1項」に改め、「パートタイム会計年度任用職員」との次に「、同条第4項中「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間における1か月当たりの平均額」と」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第2項とする。

第32条第1項中「第18条第1項」を「第18条第1項から第3項まで」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「パートタイム会計年度任用職員」との次に「、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料及

びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間における1か月当たりの平均額」とを加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前条第3項」を「前条第2項」に、「第1項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第2項とする。

附則に次の2項を加える。

（令和7年12月の期末手当支給率の特例）

34 令和7年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、次のとおりとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 100分の72.5
- （令和7年12月の勤勉手当支給率の特例）

35 令和7年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 100分の52.5
- 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
行政職給料表（1）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	260,800	280,300	300,700	308,000	317,500	333,700	343,500
2	196,900	262,500	281,300	302,100	309,800	319,500	336,200	345,800
3	198,100	264,000	282,200	303,500	311,600	321,600	338,600	348,100
4	199,200	265,500	283,200	304,900	313,400	323,600	340,900	350,300
5	200,300	267,000	284,200	306,200	315,200	325,700	343,200	352,600
6	202,000	268,500	285,200	307,500	317,000	327,700	345,600	354,900
7	203,600	269,800	286,200	308,700	318,800	329,800	347,800	357,100
8	205,200	271,300	287,200	309,800	320,600	331,800	350,400	359,400
9	206,700	272,300	288,200	311,300	322,400	333,800	352,800	361,700
10	208,400	273,300	289,500	312,700	324,200	335,800	355,100	363,900
11	210,000	274,300	290,800	314,100	326,000	337,800	357,300	366,200
12	211,600	275,300	292,000	315,500	327,400	339,700	359,700	368,500
13	213,100	276,300	293,200	316,600	328,700	341,600	362,000	370,700
14	214,800	277,300	294,500	317,600	330,000	343,400	364,300	373,000
15	216,500	278,300	295,700	318,800	331,300	345,200	366,500	375,200
16	218,200	279,300	296,900	320,000	332,600	347,000	368,700	377,500
17	219,400	280,300	297,900	321,600	334,400	348,700	370,500	379,700
18	221,000	281,300	299,100	323,200	336,200	350,300	372,400	381,800
19	222,600	282,200	300,300	324,800	337,900	352,100	374,200	384,000
20	224,100	283,200	301,600	326,200	339,600	353,800	376,100	386,200
21	225,600	284,200	302,900	327,800	341,300	355,500	378,400	388,300
22	227,200	285,200	303,900	329,400	343,000	357,100	380,400	390,500
23	228,800	286,200	304,900	331,000	344,600	358,800	382,600	392,700
24	230,400	287,200	305,900	332,400	346,200	360,400	384,800	394,800
25	232,000	288,200	307,000	334,100	347,900	362,100	386,400	397,000
26	233,700	289,500	308,200	335,700	349,600	363,700	388,100	399,200
27	235,000	290,800	309,300	337,300	351,200	365,300	389,800	401,300
28	236,300	292,000	310,500	338,700	352,700	366,800	391,700	403,500
29	237,600	293,200	311,600	340,400	354,300	368,500	393,700	405,800
30	238,700	294,500	312,900	342,100	355,900	370,100	395,800	407,900
31	239,800	295,700	314,200	343,700	357,400	371,700	397,700	410,100
32	240,900	296,900	315,500	344,900	358,800	373,300	400,000	412,300
33	242,000	297,900	316,700	346,800	360,500	375,100	401,900	414,500
34	242,900	299,100	318,000	348,500	362,100	376,600	403,800	416,700
35	243,800	300,300	319,300	350,100	363,700	378,200	405,600	419,000
36	244,800	301,600	320,600	351,600	364,800	379,500	406,800	420,700
37	246,100	302,900	321,900	353,200	366,300	381,100	408,900	422,600
38	247,500	303,900	323,100	354,800	367,800	382,700	411,100	424,500
39	248,900	304,900	324,400	356,400	369,300	384,200	413,200	426,300
40	250,300	305,900	325,500	358,100	371,000	386,100	415,300	428,100
41	251,700	307,000	326,400	359,900	372,800	388,000	416,500	429,900
42	253,100	308,200	327,700	361,700	374,400	389,900	417,800	431,700
43	254,300	309,300	329,000	363,500	376,100	391,700	418,900	433,500
44	255,600	310,500	330,300	365,000	377,500	393,200	420,300	435,100
45	256,900	311,600	331,400	366,400	378,800	395,000	421,800	436,600
46	258,100	312,900	332,700	367,800	380,000	396,700	423,300	438,100
47	259,300	314,200	333,900	369,200	381,400	398,300	425,000	439,600
48	260,500	315,500	335,100	370,700	382,500	400,000	426,600	441,100

49	261,700	316,700	336,400	371,500	383,400	401,400	427,500	442,400
50	262,800	318,000	337,400	372,400	384,400	402,800	428,200	443,700
51	263,900	319,300	338,500	373,400	385,400	404,200	428,800	444,900
52	265,000	320,600	339,600	374,300	386,200	405,600	429,300	446,100
53	266,100	321,200	340,300	375,400	387,100	406,800	430,100	447,400
54	267,000	322,200	341,200	376,300	388,000	408,000	430,800	448,700
55	268,000	323,200	341,900	377,300	388,800	409,000	431,600	449,900
56	269,000	324,100	342,700	378,200	389,600	410,100	432,300	451,100
57	270,000	325,300	343,500	378,900	390,400	411,300	433,100	451,900
58	271,000	326,100	343,900	379,600	391,200	412,400	433,700	452,700
59	271,900	326,900	344,400	380,200	391,900	413,500	434,400	453,500
60	272,700	327,800	345,100	380,600	392,600	414,200	434,800	454,100
61	273,600	328,400	345,900	381,200	393,300	414,900	435,600	454,700
62	274,400	329,300	346,600	381,800	394,000	415,500	436,400	455,300
63	275,200	329,900	347,300	382,500	394,700	416,200	437,000	455,900
64	276,000	330,600	347,900	382,800	395,200	416,800	438,000	456,600
65	276,700	331,400	348,400	383,500	395,800	417,400	438,700	457,400
66	277,400	331,900	349,000	384,200	396,400	417,900	439,300	458,200
67	278,200	332,500	349,500	384,800	397,100	418,300	439,700	459,000
68	279,000	333,100	350,100	385,100	397,500	418,700	440,100	459,800
69	279,600	333,900	350,400	385,600	398,100	418,900	440,700	460,600
70	280,300	334,600	350,900	386,200	398,700	419,200	441,400	461,400
71	281,100	335,000	351,200	386,800	399,200	419,500	442,000	462,200
72	281,800	335,700	351,600	387,100	399,600	419,800	442,600	463,000
73	282,500	336,200	352,000	387,700	400,200	420,100	443,400	463,800
74	283,200	336,700	352,500	388,400	400,800	420,400	443,800	464,500
75	283,900	336,900	353,000	389,000	401,300	420,700	444,400	465,200
76	284,600	337,400	353,500	389,400	401,700	420,900	444,900	465,900
77	285,300	337,900	353,800	389,600	402,200	421,200	445,400	466,600
78	286,000	338,400	354,200	390,100	402,700	421,400	445,900	467,300
79	286,600	338,700	354,600	390,500	403,300	421,800	446,300	468,000
80	287,300	339,100	355,000	391,000	403,600	422,200	446,800	468,700
81	287,900	339,600	355,300	391,500	404,000	422,600	447,100	469,400
82	288,600	340,000	355,700	392,200	404,300	423,000	447,500	470,100
83	289,200	340,300	356,100	392,800	404,700	423,400	447,800	470,800
84	289,900	340,800	356,500	393,400	405,100	423,800	448,600	471,500
85	290,600	341,100	356,700	393,800	405,600	424,200	449,100	472,100
86	291,100	341,400	357,100	394,200	406,100	424,600	449,600	472,700
87	291,700	341,600	357,500	394,600	406,400	425,000	449,900	473,300
88	292,300	341,900	357,900	394,900	406,900	425,400	450,400	473,900
89	293,000	342,100	358,100	395,100	407,400	425,800	450,900	474,500
90	293,600		358,400	395,500	407,800	426,200		475,100
91	294,200		358,800	395,900	408,300	426,600		475,700
92	294,800		359,100	396,200	408,700	427,000		476,300
93	295,500		359,400	396,500	409,000	427,400		476,900
94	296,100		359,800			427,900		
95	296,700		360,200			428,400		
96	297,200		360,600			428,900		
97	297,700		361,100			429,400		
再任用 職員	227,800	257,000	269,500	290,100	305,700	331,900	353,400	374,800

備考 この表は、行政職給料表（２）の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（2）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	円	円	円	円	円
1	201,600	228,900	270,700	281,300	298,400
2	203,300	230,200	272,000	283,100	299,900
3	205,100	230,900	273,600	284,800	301,400
4	206,800	232,200	275,100	286,600	302,900
5	208,400	233,100	276,600	288,200	304,400
6	210,000	233,900	277,900	289,500	305,800
7	211,800	234,800	279,200	290,800	307,100
8	213,000	236,000	279,600	292,000	308,300
9	214,400	236,300	280,300	293,200	309,800
10	215,800	237,500	281,300	294,500	311,300
11	217,400	238,100	281,900	295,700	312,700
12	218,900	239,200	282,500	296,900	314,100
13	220,500	240,000	283,300	297,900	315,500
14	222,100	241,200	284,500	299,100	316,600
15	223,400	241,600	286,000	300,300	317,600
16	224,600	242,700	287,000	301,600	318,800
17	226,000	243,300	288,000	302,900	320,000
18	227,100	244,500	289,000	303,900	321,600
19	228,000	245,300	290,000	304,900	323,200
20	229,100	246,700	290,900	305,900	324,800
21	229,700	247,300	291,600	307,000	326,200
22	230,600	248,700	292,300	308,200	327,800
23	231,500	249,900	293,000	309,300	329,400
24	232,100	251,300	293,500	310,500	331,000
25	232,600	252,600	294,100	311,600	332,400
26	233,400	254,000	294,700	312,900	334,100
27	234,200	254,600	295,300	314,200	335,700
28	234,900	256,000	295,800	315,500	337,300
29	235,800	256,600	296,300	316,700	338,700
30	236,500	258,200	296,900	318,000	340,400
31	237,600	259,100	297,500	319,300	342,100
32	238,500	260,600	297,900	320,600	343,700
33	239,100	261,800	298,300	321,900	344,900
34	239,400	263,300	298,800	323,100	346,800
35	239,800	264,500	299,200	324,400	348,500
36	240,100	265,600	299,500	325,500	350,100
37	240,700	266,600	299,900	326,400	351,600
38	241,400	267,600	300,300	327,700	353,200
39	242,100	268,300	300,700	329,000	354,800
40	242,600	269,800	301,000	330,300	356,400
41	243,100	271,100	301,300	331,400	358,100
42	243,600	272,100	301,700	332,700	359,900
43	244,000	272,900	302,100	333,900	361,700
44	244,400	273,800	302,400	335,100	363,500
45	245,100	274,200	302,700	336,400	365,000
46	245,600	274,800	303,100	337,400	366,400
47	246,500	275,400	303,400	338,500	367,800
48	246,900	276,200	303,800	339,600	369,200
49	247,700	277,000	304,100	340,300	370,700

50	248,500	277,700	304,600	341,200	371,500
51	249,400	278,200	305,000	341,900	372,400
52	250,800	278,900	305,500	342,700	373,400
53	251,700	279,700	306,000	343,500	374,300
54	252,700	280,400	306,400	343,900	375,400
55	253,500	281,100	306,900	344,400	376,300
56	254,500	281,700	307,400	345,100	377,300
57	255,500	282,400	307,900	345,900	378,200
58	256,100	283,100	308,500	346,600	378,900
59	257,100	283,800	309,100	347,300	379,600
60	257,800	284,400	309,800	347,900	380,200
61	258,600	285,000	310,300	348,400	380,600
62	259,100	285,700	310,800	349,000	381,200
63	259,700	286,300	311,400	349,500	381,800
64	260,300	286,800	311,900	350,100	382,500
65	260,900	287,200	312,400	350,400	382,800
66	261,800	287,700	312,900	350,900	383,500
67	262,700	288,100	313,500	351,200	384,200
68	263,800	288,500	314,100	351,600	384,800
69	264,800	289,000	314,700	352,000	385,100
70	265,400	289,500	315,400	352,500	385,600
71	266,400	290,000	316,100	353,000	386,200
72	267,500	290,300	316,800	353,500	386,800
73	268,600	290,700	317,400	353,800	387,100
74	269,800	291,100	318,100	354,200	387,700
75	271,000	291,500	318,700	354,600	388,400
76	272,100	292,000	319,300	355,000	389,000
77	273,200	292,300	319,900	355,300	389,400
78	274,000	292,700	320,600	355,700	389,900
79	274,800	293,200	321,300	356,100	390,500
80	275,500	293,700	321,900	356,500	391,000
81	276,000	294,100	322,400	356,700	391,500
82	276,600	294,700	322,900	357,100	
83	277,200	295,200	323,500	357,500	
84	277,900	295,800	324,100	357,900	
85	278,500	296,400	324,700	358,100	
86	279,200	296,900	325,100	358,400	
87	279,700	297,500	325,500	358,800	
88	280,300	298,000	326,000	359,100	
89	280,900	298,500	326,300	359,400	
90	281,400	299,000	326,800	359,800	
91	282,100	299,500	327,300	360,200	
92	282,600	300,000	327,700	360,600	
93	282,900	300,400	327,900	361,100	
94	283,100	300,800		361,500	
95	283,700	301,200		361,900	
96	284,000	301,600		362,300	
97	284,400	302,000		362,500	
再任用 職員	217,300	223,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、技能員又は業務員に適用する。

(秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000円」に、「492,000円」を「508,000円」に、「555,000円」を「574,000円」に、「634,000円」を「655,000円」に、「740,000円」を「765,000円」に、「864,000円」を「893,000円」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第8条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

附則に次の2項を加える。

(令和7年12月の期末手当支給率の特例)

9 令和7年12月1日を基準日とする特定任期付職員に対する期末手当の支給率は、100分の97.5とする

(令和7年12月の勤勉手当支給率の特例)

10 令和7年12月1日を基準日とする特定任期付職員に対する勤勉手当の支給率は、100分の90とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例による改正後の秦野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第2項、第31条、第32条、別表第1及び別表第2並びにこの条例による改正後の秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の規定 令和7年4月1日
 - (2) 改正後の給与条例附則第34項及び第35項並びに改正後の任期付条例附則第9項及び第10項の規定 令和7年12月1日

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）及びこの条例による改正前の秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正前の任期付条例」という。）の規定により支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の給与条例及び改正後の任期付条例の規定に基づいて支給されるべき給与と改正前の給与条例及び改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された給与との差額の支給日は、市長が別に定める。

議案第 号 秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
秦野市職員の給与に関する条例の一部改正	
(給料表) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 別表第 3 に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合いが同程度の職務の内容及び同表に規定のない職務の内容は、それぞれの職務の級に分類して規則で定める。 (通勤手当) 第 9 条 (略) 2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等の利用にあっては運賃等の額に相当する額とし、交通用具の使用にあっては月額 25,900 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 3・4 (略) (期末手当) 第 17 条 (略)	(給料表) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 別表第 3 に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度合いが同程度の職務の内容及び同号に規定のない職務の内容は、それぞれの職務の級に分類して規則で定める。 (通勤手当) 第 9 条 (略) 2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、交通機関等の利用にあっては運賃等の額に相当する額とし、交通用具の使用にあっては月額 24,400 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 3・4 (略) (期末手当) 第 17 条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25（特定管理職員にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4－6 （略）
（勤勉手当）

第18条 （略）

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4－6 （略）
（勤勉手当）

第18条 （略）

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれの各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員 その職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の105（特定管理職員にあっては、

100分の126.25) を乗じて得た額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 その職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の51.25 を乗じて得た額

3-5 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により報酬を支給される時間(第1項ただし書の規定により支給される時間を除く。)の合計が1か月当たり60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に、次の各号に掲げる時間に応じ、それぞれの各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) (略)

- (2) 前項の規定により報酬を支給される時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)
- 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第31条 第17条第1項、第2項及び第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、

100分の125) を乗じて得た額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 その職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の50 を乗じて得た額

3-5 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により報酬を支給される時間(第1項ただし書の規定により支給される時間を除く。)の合計が1か月当たり60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に、次の各号に掲げる時間に応じ、それぞれの各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) (略)

- (2) 第2項の規定により報酬を支給される時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)
- 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第31条 第17条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「在職する

同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と、同条第4項中「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間における1か月当たりの平均額」と読み替える。

- 2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に引き続きパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上であるときは、前項の規定により読み替えて準用する第17条第1項の在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。）に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に引き続きパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上であるときは、第1項の規定により読み替えて準用する第17条第1項の在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第32条 第18条第1項から第3項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における1か月当たりの平均額」と読み替える。

2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「前項の規

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第32条 第18条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の総額は、そのパートタイム会計年度任用職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額とする。

4 前条第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「第1項の

定」とあるのは、「次条第1項の規定」と、「第17条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替える。

附 則

1－33 (略)

(令和7年12月の期末手当支給率の特例)

34 令和7年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員
100分の127.5 (特定管理職員にあつては、100分の107.5)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 100分の72.5

(令和7年12月の勤勉手当支給率の特例)

35 令和7年12月1日を基準日とする勤勉手当の支給率は、次のとおりとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員
100分の107.5 (特定管理職員にあつては、100分の127.5)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員 100分の52.5

別表第1・別表第2 (略)

規定」とあるのは、「次条第1項の規定」と、「第17条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替える。

附 則

1－33 (略)

別表第1・別表第2 (略)

秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

2 (略)

3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第3項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の2第3項中「管理職手当を支給される

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

2 (略)

3 第2項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第3項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の2第3項中「管理職手当を支給される

職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、同条例第18条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

3・4 (略)

附 則

1－8 (略)

(令和7年12月の期末手当支給率の特例)

9 令和7年12月1日を基準日とする特定任期付職員に対する期末手当の支給率は、100分の97.5とする。

(令和7年12月の勤勉手当支給率の特例)

10 令和7年12月1日を基準日とする特定任期付職員に対する勤勉手当の支給率は、100分の90とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から適用する。

職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3・4 (略)

附 則

1－8 (略)

- (1) この条例による改正後の秦野市職員の給与に関する条例
（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第2項、第
31条、第32条、別表第1及び別表第2並びにこの条例に
よる改正後の秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条
例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の
規定 令和7年4月1日
- (2) 改正後の給与条例附則第34項及び第35項並びに改正後
の任期付条例附則第9項及び第10項の規定 令和7年12
月1日
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付条例の規定を適用する
場合には、この条例による改正前の秦野市職員の給与に関する
条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）及
びこの条例による改正前の秦野市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例（以下この項において「改正前の任期付条例」と
いう。）の規定により支給された給与は、改正後の給与条例及
び改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。この
場合において、改正後の給与条例及び改正後の任期付条例の規
定に基づいて支給されるべき給与と改正前の給与条例及び改正
前の任期付条例の規定に基づいて支給された給与との差額の支
給日は、市長が別に定める。

旧：別表第 1（第 4 条関係）

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（1）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	249,800	269,300	288,900	295,200	303,900	320,100	329,900
2	184,600	251,500	270,300	290,400	297,200	306,000	322,600	332,200
3	185,800	253,000	271,300	291,900	299,200	308,100	325,000	334,500
4	186,900	254,500	272,300	293,400	301,200	310,200	327,400	336,800
5	188,000	256,000	273,300	294,900	303,200	312,300	329,700	339,100
6	189,700	257,500	274,300	296,300	305,200	314,400	332,200	341,400
7	191,300	258,800	275,300	297,600	307,200	316,500	334,500	343,700
8	192,900	260,300	276,400	298,800	309,200	318,600	337,100	346,000
9	194,500	261,300	277,400	300,300	311,100	320,700	339,600	348,300
10	196,200	262,300	278,700	301,800	312,900	322,800	342,000	350,600
11	197,800	263,300	280,000	303,200	314,700	324,900	344,200	352,900
12	199,400	264,300	281,200	304,600	316,100	327,000	346,700	355,200
13	201,000	265,300	282,500	305,700	317,400	329,000	349,100	357,500
14	202,700	266,300	283,800	306,700	318,700	331,000	351,500	359,800
15	204,400	267,300	285,000	307,900	320,000	333,000	353,900	362,100
16	206,100	268,300	286,200	309,100	321,300	335,000	356,200	364,400
17	207,400	269,300	287,300	310,700	323,100	336,900	358,100	366,600
18	209,000	270,300	288,500	312,300	324,900	338,700	360,100	368,800
19	210,600	271,300	289,800	313,900	326,600	340,500	361,900	371,000
20	212,100	272,300	291,100	315,400	328,300	342,200	363,800	373,200
21	213,600	273,300	292,400	317,000	330,000	343,900	366,200	375,400
22	215,200	274,300	293,400	318,600	331,700	345,500	368,200	377,600
23	216,800	275,300	294,400	320,200	333,400	347,200	370,400	379,800
24	218,400	276,400	295,500	321,700	335,000	348,800	372,700	382,000
25	220,000	277,400	296,600	323,400	336,700	350,500	374,300	384,200
26	221,700	278,700	297,800	325,000	338,400	352,100	376,000	386,400
27	223,000	280,000	298,900	326,600	340,000	353,700	377,700	388,600
28	224,300	281,200	300,100	328,000	341,500	355,200	379,600	390,800
29	225,600	282,500	301,300	329,700	343,100	356,900	381,600	393,100
30	226,700	283,800	302,600	331,400	344,700	358,500	383,700	395,300
31	227,800	285,000	303,900	333,000	346,200	360,100	385,600	397,500
32	228,900	286,200	305,200	334,200	347,600	361,700	387,900	399,700
33	230,000	287,300	306,500	336,100	349,300	363,500	389,900	402,000
34	231,500	288,500	307,800	337,800	350,900	365,000	391,800	404,200
35	233,000	289,800	309,100	339,400	352,500	366,600	393,600	406,500
36	234,500	291,100	310,400	340,900	353,700	368,000	394,900	408,300
37	236,000	292,400	311,700	342,500	355,200	369,600	397,000	410,200
38	237,500	293,400	313,000	344,100	356,700	371,200	399,200	412,100
39	239,000	294,400	314,300	345,700	358,200	372,700	401,300	413,900
40	240,500	295,500	315,400	347,400	359,900	374,600	403,400	415,700
41	242,000	296,600	316,300	349,200	361,700	376,500	404,600	417,500
42	243,400	297,800	317,600	351,000	363,400	378,400	405,900	419,300
43	244,800	298,900	318,900	352,800	365,100	380,200	407,000	421,100
44	246,200	300,100	320,200	354,300	366,500	381,700	408,400	422,700
45	247,400	301,300	321,400	355,700	367,800	383,500	409,900	424,200
46	248,600	302,600	322,700	357,100	369,000	385,200	411,400	425,700

47	249,800	303,900	323,900	358,500	370,400	386,800	413,100	427,200
48	251,000	305,200	325,100	360,000	371,500	388,500	414,700	428,700
49	252,100	306,500	326,400	360,800	372,400	389,900	415,600	430,000
50	253,200	307,800	327,500	361,800	373,400	391,300	416,300	431,300
51	254,300	309,100	328,600	362,800	374,500	392,700	416,900	432,500
52	255,400	310,400	329,700	363,700	375,300	394,100	417,400	433,700
53	256,400	311,000	330,400	364,800	376,200	395,300	418,200	435,000
54	257,400	312,100	331,300	365,700	377,100	396,500	419,100	436,300
55	258,400	313,100	332,000	366,700	377,900	397,500	420,000	437,500
56	259,400	314,000	332,800	367,600	378,700	398,600	420,900	438,700
57	260,400	315,200	333,600	368,300	379,500	399,800	421,700	439,500
58	261,300	316,000	334,000	369,000	380,300	400,900	422,300	440,300
59	262,200	316,800	334,600	369,600	381,000	402,000	423,000	441,100
60	263,100	317,700	335,300	370,000	381,700	402,700	423,400	441,700
61	263,900	318,400	336,100	370,600	382,400	403,400	424,200	442,300
62	264,700	319,300	336,800	371,300	383,100	404,100	425,100	442,900
63	265,500	319,900	337,500	372,000	383,800	404,800	425,700	443,500
64	266,300	320,600	338,100	372,300	384,300	405,400	426,700	444,200
65	267,000	321,400	338,600	373,000	384,900	406,000	427,400	445,000
66	267,800	322,000	339,200	373,700	385,500	406,500	428,100	446,000
67	268,600	322,600	339,700	374,300	386,200	406,900	428,600	447,000
68	269,300	323,200	340,300	374,600	386,600	407,300	429,200	447,900
69	270,000	324,000	340,600	375,100	387,200	407,500	429,800	448,800
70	270,800	324,700	341,100	375,700	387,800	407,800	430,600	449,800
71	271,600	325,100	341,500	376,300	388,300	408,100	431,300	450,800
72	272,300	325,800	341,900	376,600	388,700	408,400	431,900	451,500
73	273,000	326,300	342,300	377,200	389,300	408,700	432,700	452,400
74	273,800	326,800	342,800	377,900	389,900	409,000	433,200	453,300
75	274,600	327,100	343,300	378,500	390,400	409,300	434,000	454,100
76	275,300	327,600	343,800	378,900	390,800	409,500	434,500	454,900
77	276,000	328,100	344,100	379,200	391,300	409,800	435,000	455,600
78	276,700	328,600	344,500	379,700	391,800	410,100	435,600	456,400
79	277,400	328,900	344,900	380,100	392,400	410,700	436,200	457,200
80	278,100	329,300	345,300	380,600	392,700	411,300	436,900	458,100
81	278,800	329,800	345,600	381,100	393,100	412,000	437,500	458,900
82	279,500	330,200	346,000	381,800	393,500	412,500	438,000	459,700
83	280,200	330,500	346,400	382,400	393,900	413,100	438,400	460,500
84	280,900	331,000	346,800	383,000	394,300	413,600	439,300	461,200
85	281,500	331,300	347,000	383,400	394,800	414,100	440,000	462,100
86	282,200	331,600	347,400	383,800	395,300	414,600	440,600	462,900
87	282,800	331,900	347,800	384,200	395,600	415,000	441,000	463,600
88	283,500	332,200	348,200	384,500	396,100	415,500	441,600	464,400
89	284,100	332,400	348,400	384,700	396,600	416,200	442,200	465,100
90	284,800		348,800	385,100	397,000	416,700		465,800
91	285,400		349,200	385,500	397,500	417,300		466,600
92	286,100		349,500	385,800	397,900	417,800		467,400
93	286,700		349,800	386,100	398,200	418,500		468,200
94	287,400		350,200			419,000		
95	288,000		350,600			419,500		
96	288,500		351,000			420,000		
97	289,000		351,500			420,700		
再任用 職員	219,500	247,600	260,000	279,700	294,900	320,600	341,700	362,700

備考 この表は、行政職給料表（２）の適用を受けない全ての職員に適用する。

旧：別表第2（第4条関係）

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（2）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	円	円	円	円	円
1	189,100	216,100	259,500	270,400	288,900
2	190,800	217,400	260,800	272,200	290,400
3	192,600	218,300	262,400	273,900	291,900
4	194,300	219,600	263,900	275,800	293,400
5	195,900	220,600	265,400	277,400	294,900
6	197,500	221,400	266,700	278,700	296,300
7	199,300	222,400	268,000	280,000	297,600
8	200,500	223,600	268,400	281,200	298,800
9	201,900	224,200	269,100	282,500	300,300
10	203,400	225,400	270,100	283,800	301,800
11	205,100	226,100	270,700	285,000	303,200
12	206,600	227,200	271,300	286,200	304,600
13	208,200	228,100	272,100	287,300	305,700
14	209,800	229,300	273,300	288,500	306,700
15	211,200	229,900	274,800	289,800	307,900
16	212,400	231,000	275,800	291,100	309,100
17	213,800	231,800	276,800	292,400	310,700
18	214,900	233,000	277,800	293,400	312,300
19	215,800	234,000	278,800	294,400	313,900
20	217,000	235,400	279,700	295,500	315,400
21	217,600	236,100	280,400	296,600	317,000
22	218,500	237,500	281,100	297,800	318,600
23	219,400	238,700	281,800	298,900	320,200
24	220,100	240,100	282,500	300,100	321,700
25	220,600	241,400	283,100	301,300	323,400
26	221,500	242,800	283,700	302,600	325,000
27	222,300	243,500	284,300	303,900	326,600
28	223,000	244,900	284,900	305,200	328,000
29	223,900	245,500	285,500	306,500	329,700
30	224,600	247,100	286,100	307,800	331,400
31	225,700	248,000	286,700	309,100	333,000
32	226,800	249,500	287,200	310,400	334,200
33	227,600	250,800	287,700	311,700	336,100
34	228,100	252,300	288,200	313,000	337,800
35	228,600	253,500	288,700	314,300	339,400
36	229,000	254,600	289,100	315,400	340,900
37	229,700	255,600	289,500	316,300	342,500
38	230,500	256,600	289,900	317,600	344,100
39	231,400	257,400	290,300	318,900	345,700
40	232,100	258,900	290,700	320,200	347,400
41	232,800	260,200	291,100	321,400	349,200
42	233,400	261,200	291,500	322,700	351,000
43	233,900	262,000	291,900	323,900	352,800
44	234,300	262,900	292,300	325,100	354,300
45	235,000	263,300	292,700	326,400	355,700
46	235,500	263,900	293,100	327,500	357,100
47	236,500	264,500	293,500	328,600	358,500
48	236,900	265,300	293,900	329,700	360,000

49	237, 700	266, 100	294, 300	330, 400	360, 800
50	238, 500	266, 800	294, 800	331, 300	361, 800
51	239, 500	267, 400	295, 300	332, 000	362, 800
52	240, 900	268, 200	295, 800	332, 800	363, 700
53	241, 800	269, 000	296, 300	333, 600	364, 800
54	242, 800	269, 700	296, 800	334, 000	365, 700
55	243, 600	270, 400	297, 300	334, 600	366, 700
56	244, 600	271, 100	297, 800	335, 300	367, 600
57	245, 600	271, 800	298, 300	336, 100	368, 300
58	246, 200	272, 500	299, 000	336, 800	369, 000
59	247, 200	273, 200	299, 600	337, 500	369, 600
60	247, 900	273, 900	300, 300	338, 100	370, 000
61	248, 700	274, 600	300, 900	338, 600	370, 600
62	249, 200	275, 300	301, 500	339, 200	371, 300
63	249, 800	275, 900	302, 100	339, 700	372, 000
64	250, 400	276, 500	302, 600	340, 300	372, 300
65	251, 000	277, 000	303, 100	340, 600	373, 000
66	251, 900	277, 500	303, 700	341, 100	373, 700
67	252, 800	278, 000	304, 300	341, 500	374, 300
68	253, 900	278, 500	304, 900	341, 900	374, 600
69	254, 900	279, 000	305, 500	342, 300	375, 100
70	255, 500	279, 500	306, 200	342, 800	375, 700
71	256, 500	280, 000	306, 900	343, 300	376, 300
72	257, 600	280, 400	307, 600	343, 800	376, 600
73	258, 700	280, 800	308, 200	344, 100	377, 200
74	259, 900	281, 300	308, 900	344, 500	377, 900
75	261, 100	281, 700	309, 600	344, 900	378, 500
76	262, 200	282, 200	310, 200	345, 300	378, 900
77	263, 300	282, 600	310, 800	345, 600	379, 400
78	264, 100	283, 100	311, 500	346, 000	380, 000
79	264, 900	283, 600	312, 200	346, 400	380, 500
80	265, 600	284, 100	312, 800	346, 800	381, 000
81	266, 100	284, 600	313, 300	347, 000	381, 300
82	266, 700	285, 200	313, 800	347, 400	
83	267, 300	285, 800	314, 400	347, 800	
84	268, 000	286, 400	315, 000	348, 200	
85	268, 600	287, 000	315, 600	348, 400	
86	269, 300	287, 600	316, 000	348, 800	
87	269, 800	288, 200	316, 500	349, 200	
88	270, 400	288, 800	317, 000	349, 500	
89	271, 000	289, 300	317, 300	349, 800	
90	271, 500	289, 800	317, 800	350, 200	
91	272, 200	290, 300	318, 300	350, 600	
92	272, 700	290, 800	318, 700	351, 000	
93	273, 000	291, 300	318, 900	351, 500	
94	273, 200	291, 800		351, 900	
95	273, 800	292, 200		352, 300	
96	274, 100	292, 600		352, 700	
97	274, 500	293, 000		352, 900	
再任用 職員	209, 000	215, 100	227, 500	248, 600	279, 800

備考 この表は、技能員又は業務員に適用する。

人事院勧告等に伴う給与改定について

1 令和 7 年人事院勧告の概要

- 1 民間給与との較差を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る俸給月額の上上げを実施する。
- 2 期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を 0.05 月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分する。
- 3 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、距離区分ごとの手当額を引き上げる。

2 本市の給与改定の概要

(1) 改定内容

ア 給料

民間の給与水準を踏まえて給料月額を引き上げます。

(ア) 給料の改定

月額 8,700 円～12,100 円

(給料表の平均改定率 約 3.3%)

(イ) 初任給の引上げ

大 卒 230,000 円 → 242,000 円 (+12,000 円)

短大卒 213,600 円 → 225,600 円 (+12,000 円)

高 卒 201,000 円 → 213,100 円 (+12,100 円)

(ウ) 給与改定の内訳

・行政職給料表(1)

区分	秦野市（平均年齢 39.5 歳）			国（平均年齢 41.9 歳）		
	現行平均 ^{※1}	引上額 ^{※1}	引上率	現行平均	引上額	引上率
給料月額	円 326,520	円 10,681	% 3.27	円 332,237	円 10,975	% 3.30
はね返り分 (地域手当)	35,530	1,068	3.01	44,844	1,399	3.12
管理職手当	19,378	—	—	12,585	—	—
扶養手当	9,407	—	—	7,896	—	—

住居手当	6,494	—	—	7,928	—	—
その他 ※3	—	—	—	8,990	2,640	29.37
計	397,329	11,749	2.96 ※2	414,480	15,014	3.62 ※2

・行政職給料表(2)

区分	秦野市（平均年齢 54.3 歳）		
	現行平均	引上額	引上率
給料月額	円 356,970	円 9,754	% 2.73
はね返り分 (地域手当)	36,547	975	2.67
扶養手当	8,500	—	—
住居手当	2,864	—	—
計	385,733	10,729	2.78 ※2

・特定任期付職員給料表

特定任期付職員については、国に準じて給料表の改定は行いますが、任用はありません。

※1 現行平均及び引上額は、令和7年4月1日に在職する職員（再任用職員等除く。）1人当たりの平均値です。

※2 本市の給料表は、国の俸給表を基に作成しており、今回の改定内容は、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る大幅な引き上げがされます。そのため、職位が高い級の改定率は逡減されますが、本市の行政職給料表(1)が8級制、行政職給料表(2)が5級制であるのに対し、国は10級制であり、職位の高い級は改定額が高くなるため、本市職員の給料引上率は、国の平均引上率を下回る結果となっています。

その他、国は、国独自の手当である本府省業務調整手当の引上げを行っているため、合計引上率が本市より高くなっています。

※3 本府省業務調整手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当等です。

イ 期末勤勉手当

民間の支給実績に見合うよう、年間の期末勤勉手当を0.05月分引き上げて、一般職員及び会計年度任用職員は4.65月分に、再任用職員は2.45月分に、特定任期付職員は3.7月分とします。

			6 月 期	12 月 期
一般職員・ 会計年度任用職員	令和7年度	期末手当	1.25 月 (支給済み)	<u>1.275 月 (現行 1.25)</u>
		勤勉手当	1.05 月 (支給済み)	<u>1.075 月 (現行 1.05)</u>
	令和8年度 以降	期末手当	1.2625 月	1.2625 月
		勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月
再任用職員	令和7年度	期末手当	0.7 月 (支給済み)	<u>0.725 月 (現行 0.7)</u>
		勤勉手当	0.5 月 (支給済み)	<u>0.525 月 (現行 0.5)</u>
	令和8年度 以降	期末手当	0.7125 月	0.7125 月
		勤勉手当	0.5125 月	0.5125 月
特定任期付職員	令和7年度	期末手当	0.95 月 (対象者なし)	<u>0.975 月 (現行 0.95)</u>
		勤勉手当	0.875 月 (対象者なし)	<u>0.9 月 (現行 0.875)</u>
	令和8年度 以降	期末手当	0.9625 月	0.9625 月
		勤勉手当	0.8875 月	0.8875 月

ウ 通勤手当

交通用具の使用に係る通勤手当について、民間の支給状況を踏まえ、使用距離の区分に応じて支給する上限額を24,400円から25,900円に引き上げます。

(2) 施行日

施行日は、公布の日とし、給料表及び通勤手当の改定は令和7年4月1日、令和7年度期末勤勉手当の支給率は同年12月1日から適用します。